

令和6年度第10回

川崎市環境影響評価審議会

会議録

1 日 時 令和6年11月20日（水）午後2時00分から午後4時15分まで

2 場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎 301、302会議室）

3 議 題

（1）川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）

（2）（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）

（3）その他

4 出席者 15名

山下委員、濱野委員、一ノ瀬委員、上野委員、鎌田委員、菊本委員、佐田委員、高橋委員、田中委員、中澤委員、持田委員、森長委員、吉田委員、奥田委員、後藤委員

5 傍聴者 5名

○部長 環境対策部長の藤田でございます。

定刻でございますので、ただいまから令和6年度第10回川崎市環境影響評価審議会を開始いたします。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から事務的な確認がございます。お願ひします。

○課長 皆さん、こんにちは。環境評価課長の鈴木でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

初めに、委員の出席状況について、御報告いたします。

本日は委員20名中、現在14名の御出席をいただいております。委員の半数以上が出席されておりますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により原則公開としておりますので、途中入室等を含めて、傍聴人の入室を認めてよろしいでしょうか。

○山下会長 異議ありません。

○課長 ありがとうございます。それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

( 傍聴人入室 )

○課長 次に、本日の資料についての確認です。

○事務局 それでは、お手元の資料の御確認をお願いします。

本日の会議資料は、議事次第、資料1-1として「川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見」、資料1-2として「答申案」、資料2として「条例準備書」、資料3として「(仮称)東扇島物流施設建設計画(第2種行為)に係る手続経過」、資料4として「準備書」、資料5として「説明会の開催結果報告」、資料6として「条例見解書」となります。

本日の会議資料は以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

○課長 それでは、本日の議題は「川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について(答申案審議)」、そして「(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について(事業者説明)」の2件でございます。

ここからの議事につきましては、会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○山下会長 山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、第1の議事、川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書についての答申案の審議となります。

事務局から、個別審査意見と答申案についての説明をお願いいたします。

○事務局 川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見書及び審査結果（答申案）について説明ー（略）

（※資料1-1、地域交通（田中委員）の本文5行目は「関係者量」は「関係車両」の誤記である旨を説明）

○山下会長 ありがとうございます。

ただいま、本件の条例環境影響評価準備書について、個別審査意見と答申案について御説明をいただきました。

本件は、京急川崎駅に建設します計画地に、アリーナ施設と複合エンターテインメント施設、歩行者デッキの整備、また道路の拡幅整備等を行うという事業でございます。

個別審査意見といたしましては、主に大気質、一般廃棄物（サーキュラーエコノミーへの配慮）、緑の質、特に植栽予定樹種の選定についての二つの意見、風害の予測手法、あるいは地域交通について、工事用車両、あるいは供用後のイベント実施時の歩行者動線、経路の検討等につき、予測評価に配慮、検討を求めるものでございます。

また、環境配慮項目として生物多様性の考え方、気候変動の影響として雨水対策その他、公聴会での御指摘がありました施工後の歩行者動線について、プライバシーの確保、暑熱対策、アクセス経路の検討を求めるもの等、その他、答申案記載の事項についてのものがございます。

それでは、御説明のありました個別審査意見及び答申案について、何か御質問や御意見はございますでしょうか。答申案文のとおりで、特に御意見、御質問はございませんでしょうか。

濱野委員、お願いいたします。

○濱野副会長 私の意見につきまして、答申案に盛り込まれていると思いますので、結構でございます。よろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 廃棄物等につきましても、意見を適切に盛り込んでいただいたので、これで

大丈夫だと思います。

以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ほかはないようでございますので、答申案文のとおり、答申することといたします。

これをもちまして、「川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について」の答申案の審議は終了といたします。

続きまして、本日2つ目の議事でございますが、事業者の入室などの準備がございますので、ここで短期間の休憩を取りたいと思います。事務局のほうから、再開時刻の御案内をいただけますか。

○課長 今14時36分でございますので、14時40分の再開ということで、事業者の入室をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山下会長 よろしく願いいたします。ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時40分

○課長 時間となりましたので、議事を再開したいと考えますが、皆様おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、再開後の議事の進行を会長にお願いしたいと思います。それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

○山下会長 それでは、本日第2の議題となります。「(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について(事業者説明)」を始めます。

まず、事務局から手続経過について説明をお願いいたします。

○事務局 「(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る手続経過」について説明ー(略)

○山下会長 それでは、次に、事業者から条例準備書及び条例見解書について御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事業者 「(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書及び条例見解書」について説明ー(略)

○山下会長 ありがとうございます。ただいま、事業者から条例準備書及び条例見解書について説明資料の御提示をいただきました。

本件開発行為は、海運貨物を取り扱うマルチテナント型物流施設の建設に当たります。

それでは、ただいまから質疑に移りたいと思ひます。事業者からの御説明について、これから御質問をいただきます。条例準備書の記載内容に対する意見については、個別審査意見として事務局に提出していただきますので、そのために必要な点について事業者に質問をしてください。御質問のある委員の方は、挙手による御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、濱野副会長、お願ひいたします。

○濱野副会長 はい、御説明ありがとうございました。

条例見解書16ページの緑化計画、これは準備書と一緒にと思ひますけれども、ここで緑被面積が1万3,470平米とありますけれども、このうち緑化地と称しているものが7,200平米です。この緑化地相当のものは見解書の18ページに主な植栽予定樹種というものがあって、地被類に常緑のテイカカズラやヤブランとなっておりますけれども、この面積が7,200平米ということで、これは緑化地と称している部分は全て地被類で植栽をされるのかということが1点です。

もう一点は、同じ見解書の19ページに維持管理計画が出ておりますけれども、この中で下

から2番目に草刈り・除草という項目がありますが、年1回6月に実施をするということです。昨今の温暖化の影響で草本類の生育が大変旺盛でありますし、つる植物が大変繁茂する傾向にあります。そのことを考えますと、6月1回だけではなくて、少なくとも8月、9月、夏を過ぎた辺り、あるいは夏中にもう一度除草、あるいは草刈りなりを行わないと、良好な緑地は維持できないというふうに思いますけども、この辺についてどうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

それから、3点目、この見解書の45ページに市民意見としても出ておりましたけども、この生態系保全、緑の質・量を背景として、市民から小鳥が食べるような樹木を植えてほしいということで、その回答として、開発行為者の見解としては、鳥類等がはじめとする生き物の生態に適した環境を創出するとあります。

緑地の作り方としては、潜在自然植生を基本にして植栽予定樹種を選択しておられますけれども、これだけでは鳥類が好むような果実がなる植物、樹木が担保できないように考えますが、この辺についてどうお考えなのか、以上、3点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山下会長 ありがとうございます。

○事業者 まず緑化の計画につきまして説明させていただきます。

緑被についてですけれども、これは緑化地については、樹木による緑化も行いますし、地表面については、地被類で緑化をするということになりますので、地被類のみで緑化するということではございません。

次に、草刈りの話がございました。こちらは運営サイドと実際どのように管理していくか、2回以上の剪定が必要ではないかという御意見を賜りましたので。

○濱野副会長 剪定ではなくて、下から2番目の草刈りと除草が年1回になっているという、その視点です。

○事業者 はい、御意見を承りましたので、2回以上取り組めないか、今後検討していきたいと思っております。

3点目として、小鳥が食べるような樹木ということも御意見を賜りましたので、鳥が好んで食べるような実がなるような樹木についても、今後選定を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○濱野副会長 そうすると1点目は、緑化地と地表を植栽する面積の7,200平米という数

字は、たまたま一致したということですか。

○事業者 7,200平米の緑化地に地被類を植えるという意味でございます。テイカカズラとヤブランに関しては、何本という記載ではなく、この7,200平米の植栽基盤全体に植えます。

○濱野副会長 接道部緑化、生垣緑化とか、見解書の表1-4、この中の数値の内訳と表1-5の区分、大景木、高木、低木、この数値を合わせると、この7,200というのは地被だけになってしまうのではないですか。

○事業者 樹木を植えると、その部分には地被類が植えることができないのではないかと御質問でございますか。

○濱野副会長 いや、例えば、これは17ページの緑化計画図を拝見すると、大景木の位置は落ちているわけです。そして、緑化地、接続部緑化とかがありますけども、自主管理地も含めて、樹木がないところの面積を全部含めると、7,200平米になるのかということが気になりました。

植被面積1万3,470平米の植栽地がありますけれども、7,200平米というのは53%を占めます。ということは残り47%が樹木の樹幹で覆われるということになると思うんですけども、普通、地被植物というのは、樹幹の下まで全部植えていると思います。

○事業者 この17ページの図面で薄い緑と濃い緑がありますけれども、どちらも緑化地として、これを合計したものが7,200平米になります。

表の中の550平米というのは、接道部緑化による割増分ということになります。そして生け垣についても、大景木についても割増分ということになりまして、この平面図の方では特に出てこない数字になります。

○濱野副会長 そうですね。そうすると、1万3,470平米の今回の緑地になりますけども、図面上、読めるのが7,200平米ということでしょうか。

○事業者 はい、そうなります。

○濱野副会長 そうすると、この植栽予定樹種、地被類、これは全ての緑地にこの地被を植栽するということですね。

○事業者 はい、そういう計画としております。

○濱野副会長 テイカカズラ、ヤブラン。

○事業者 はい。

○濱野副会長 本当にこれでやれますか。緑化地ですから樹木の下も植えることになりま

すよね。

○事業者 はい。

○濱野副会長 そうすると、ここで一つ言いたいのは、植栽予定樹種がテイカカズラとヤブランだけではできないのではないかなということです。つまり、木の樹冠の下というのは、かなりの日陰になるわけですから、耐陰性のあるもの、日陰に耐えるものもここに樹種として入れておかないと、うまい緑化、要するに、緑の質としては担保し切れないのかなという気がするんですよ。

○事業者 こちら今はまだ詳細の計画ができていないということで、主な植栽予定樹種として挙げさせていただきました。実際にはこの樹種以外にも、もう少し多様な樹種を選定していくことになっております。

○濱野副会長 はい。この点、よろしくお願いします。

あとは持田先生からも御質問が出るかもしれませんが、野鳥が好むような果実がなるものとなると、在来の自然植生を構成する樹木以外にもいろいろ出てきますから、特に外来種などでも果実のつくものが出ますので、この点お気をつけいただきたいというふうに思います。

以上です。

○山下会長 ありがとうございます。持田委員、関連して何か御発言がございましたら、お願いいたします。

○持田委員 今、濱野先生から御指摘ありましたけども、私が気になったのは、自主管理緑地にも全てこの主な植栽予定樹種で埋められるのか、そこをお聞きしたいです。いかがでしょうか。

○事業者 特に自主管理緑地のほうのデザインが決まっておりませんので、これからの検討ということになっております。今日の御意見は取り入れて検討するようにいたします。

○持田委員 その場合、付近の連続性ということをおっしゃられていたので、北側の緑道との兼ね合いもよく考えていただきたいなと思います。

私からは以上です。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。詳細につきましては、必要でしたら、御意見を御提出いただきまして、また事業者をかねて詳細に検討いただければと思います。

それ以外の点で何か御質問はございますか。

はい、菊本委員、お願いいたします。

○菊本委員 御説明ありがとうございました。

私からは風害の評価について少しお聞きします。まず、結果を拝見すると、最終的な風環境評価の指標がランク外というところがかなりの割合を占めています。私の個人的な経験上、これほど多くの部分がランク外になるという結果は、あまりこれまで見たことがないんですけども、今回の場所が臨海部にあつて、羽田空港の気象データを使われているから致し方ないのかもしれないのですが、ランク外がかなり多い部分に関して、もう少し何かお考えがあればお聞きしたいなというふうに思いました。

あと、環境保全のための措置として、防風植栽を設けるというようなことが書かれているんですけども、今回のこのシミュレーションの中では植栽の効果は入れていないというような記載があります。最終的にこのランク外というところをどう解釈するかなんですけども、防風植栽を入れた計算を行っていない中で、このランク外がたくさんあるという状況をもって、最終的な結論が生活環境の保全に支障はないというのは、根拠となるものがなかなか十分に示されていないような気がするのですが、その辺りはどのようにお考えかというところをまずお聞かせいただけないでしょうか。

○事業者 ランク外が多いというところですけども、予測した将来のところだけでなく、現況の段階からランク外ということになっておりまして、現状と大きく変更がないということで、特に対策というものを考慮したシミュレーションは行っておりません。

ただ、実際の緑化計画の中では大景木をたくさん植えることにしておりますし、生け垣なども設ける計画となっておりますので、実際はその樹木による防風の効果が発揮されて、低減されるのではないかとこのように考えております。

○菊本委員 いや、もちろん臨海部にあるので、ランク外がどうしても多くなってしまうということはしょうがないとして、現状から大きく変えないという意味で、それほどこの建物の影響はないという結論の在り方はあると思うんですけども、今の資料の説明だと、現状とあまり変わらないというようなことは書いていなくて、ランク外が多いので防風植栽を設けます、その結果、支障はないと予測されますという説明になっていますが、その防風植栽を入れた後の効果がどの程度かということがシミュレーションで提示されていないので、本当に防風植栽の効果があるかないかということが、ほとんど根拠なく述べられているような気がして、説明と資料の内容があまり整合していないような気がするんですね。

なので、その辺りをもう少し整理されて、ランク外になってしまうものはしようがないけれども、それは現状とあまり変わらないという説明するとか、あるいは、防風植栽を入れた効果を適切に考慮したシミュレーションをしていただくとかでないと、なかなか最後の結論を合理的に理解できないような気がします。

○事業者 ありがとうございます。考え方を整理させていただきます。

○菊本委員 はい、分かりました。

あと、少し追加で細かい部分でお聞きしたいのですけれども、今回、シミュレーションされたのは16風向をシミュレーションされたということによろしいですか。資料のほうには代表的な風向しか示していただけていないと思うのですが、最終的なランクを評価するに当たっては16風向分のデータが必要かと思うのですけれども、その辺りは。

○事業者 はい、16風向で予測しております。

○菊本委員 分かりました。もしよろしければ、その辺りも16風向を確実に示していただくのがいいのかなというふうに思います。

あともう一つ、流体シミュレーションの中でも非定常の計算をされたということなんですけれども、多分ランク評価に当たっては、平均的な風速をまず評価して、その下でデータを処理して最後のランク評価まで持っていくと思うんですけれども、今回非定常な計算をした中からどのように平均値を出したかというところがあまり説明されていなかったのので、今後のタイミングで、もう少し資料の表現を詳しくしていただけるとよいかと思います。コメントです。

○事業者 はい、ありがとうございます。資料のほうを整理させていただきます。

○菊本委員 はい、以上です。ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。

続きまして、佐田委員、お願いいたします。

○佐田委員 はい、佐田です。

産業廃棄物と大気質の関係のところをお伺いします。産業廃棄物で、特定粉じんについて必要があれば事後調査を実施されるという説明でしたが、これは現時点ではアスベストの存在が分かっていないからこのような書き方になっていると考えてよろしいでしょうか。

○事業者 はい、そのとおりです。

○佐田委員 分かっていないとなると、もしアスベストが存在して解体工事を行うこととなった場合には敷地境界でアスベストの濃度が問題ないか、あるいは解体工事の書類など

の提出が必要になって、工期が大幅に変わるといったことは想定されないですか。少し気になりました。

○事業者 はい、ありがとうございます。確認いたします。

○佐田委員 はい。あと参考までに教えてもらいたいことを一点よろしいですか。

風害のところ、準備書を見るとFrontFlowRedが使われていますね。菊本先生からも詳細な問合せがありましたが、これは汎用コードと考えられますがコード認証されていると考えてよろしいですか。

ほかの研究や数値モデルの分野でもコード認証というのがあります。また、川崎市の技術指針においても、たしか日本建築学会のガイドブックが引用されていたと考えますが、その引用ではFrontFlowRedの認証があったかどうか、気になりました。

また、表で計算コードの概要が紹介されていますが、乱流モデルとして $k-\epsilon$ を使っている一方、非定常と記載されており、これはどういうことだろうといったところも疑問になりました。繰り返しになりますが、まずコード認証されているのかなというところですね。今分かれば教えていただくか、あるいは、菊本先生の御質問に対応されるときに、そういうことを留意されたらいかがでしょうか。以上、参考コメントまでです。

以上です。

○事業者 はい、ありがとうございます。確認いたします。

○佐田委員 はい、ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでございましょうか。御質問されたい委員はいらっしゃいませんか。

お二方、手が挙がりました。

まず、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 私からは地域交通と交通の計画のことで御質問をしたいと思います。

まず、関連車両の想定台数が2,200台ありまして、そのうち小型車が1,198台というような記載がありました。物流施設だから大型車が中心なのかなと思っていたのですが、小型車がかなり多いということで、この内訳、特に従業員の通勤をどのぐらい見込んでいらっしゃるのか教えてください。

○事業者 この大型車と小型車の台数についてですが、これは類似施設の調査結果を基に、それを原単位にしまして出した交通量になっております。通勤車両かどうかというのは、ちょっとその元資料で分けていたかどうかというのを確認しないと分からないんですが、

実際の調査結果を基にして出してきた交通量の数字になっております。

○田中委員　そうですか、分からないということですね。従業員の通勤に関しては、公共交通の利用や送迎バスの利用を促すというような記載もあったんですけども、送迎バスについての運行計画といたしますか、具体的にはどこを発着するとか、何本ぐらいを走らせるとか、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者　現地視察のときに隣にある弊社の既存施設を見ていただいたと思いますけれども、そちらのバスに関しては、川崎駅から直行便として我々のほうがマイクロバスをチャーターしておりまして、それが延々ずっと、朝から晩まで、ずっと往復している感じです。昼の間は休憩したりしているんですけども、基本一つのバスが何往復もしているというようなイメージを持っていただければと思います。大体片道30分ぐらいになりますので、1時間に2本になるでしょうか。

○田中委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、工事に関しても、それから、関連車両の供用時に関してもなんですけれども、高速湾岸線を積極的に利用するように周知するような記載があったんですけども、実際に交通の方向別の交通量を見ていると、東西の湾岸線が65%で、35%は内陸のほうに向かうというような比率であったんですけども、積極的に促した結果でこのぐらいを想定しているということですか。単純に3分の1ずつ分けたようにも見えるんですが。

○事業者　はい。湾岸線を利用するように促すというのは、環境保全の措置として今後進めていくことでありまして、予測条件としては反映しておりません。<sup>(注)</sup>

<sup>(注)</sup> 車両の方面別配分比は、高速湾岸線を利用して西方向に32.5%、東方向に32.5%、一般道（市道川崎駅東扇島線及び川崎港臨港道路東扇島水江町）を利用して内陸方向に35.0%であることから「（高速湾岸線の積極的利用を）予測条件としては反映していない」と発言しましたが、次のとおり訂正いたします。内陸方向の35.0%の内訳は、産業道路を利用して西方向に12.5%、東方向に12.5%、産業道路を利用せず内陸方向に10%と設定しています（準備書資料編p.331～332参照）。したがって、横浜方面、東京方面の車両が各45.0%（高速湾岸線利用32.5%、産業道路利用12.5%）、その他が10.0%となります。高速湾岸線の配分は産業道路と比較して大きく、かつ、利用車両台数は高速湾岸線を利用する際に通過する交差点の交通混雑度の上限近くまで割り振っています。このため、高速湾岸線の積極的利用を予測条件として反映していると訂正します。

○田中委員 分かりました。今後は利用を促して、目標としましてはどのぐらいを見込むということになりますか。

○事業者 テナントのことになりますので、こちらとしては働きかけることしかできないと考えております。

○田中委員 工事に関してはいかがですか。

○事業者 すみません、具体的な数字ということは、今は想定しておりませんでした。

○田中委員 そうですか。はい、分かりました。

あとは交差点の予測評価をされていて、地域交差点の3番のところが結構交通量が多いようですけれども、その中で方向別で言いますと、A方向からは3車線まとめて混雑率の数字が出されていて、D方向からの右折が2車線あるんですけれども、別々に混雑率の値が出されているようですが、この辺のまとめ方、示し方の違いは、どういう理由によるものでしょうか。値が出ていたのは資料編のほうですね。

○事業者 交差点3のA方向、これは右直と直右です。これをまとめて評価をしております。両方とも直進が入っている車線ということで、まとめて車線として考えた上で評価したということになります。

一方、交差点3のDです。右車線を二つに分けて評価したところですが、単純な右折と、あと右の②というのがあるのですが、こちらはUターンしていくような車線になっていましたので、それを区別して評価をしたところでございます。

以上です。

○田中委員 はい、分かりました。そうすると、A方向については、直進車は左折車が多ければ右側車線を中心に利用するだろうと、そういう想定ですか。

○事業者 はい、おっしゃるとおりでございます。

○田中委員 はい、分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○山下会長 ありがとうございます。

後藤委員、いかがでしょうか。お待たせしました。

○後藤委員 今の田中先生の御質問にちょっと関連するのですが、今の交通量の原単位ということで伺ったのですけれど、これは何か例えば業界でもう当たり前の話なのか、先生方は御存じなのかもしれませんが、多めなのか少なめなのかは結構見積もる量が違うかと思うんですけれど、これによる予測誤差が出るのかを聞かせていただきたいです。

もう一点、テナントマターになるところは、テナントの車両が非常に多いとか、あるいは、エネルギーをたくさん使うとか、これは物流施設の事業者のスコープではないという理解でよろしかったですか。この2点教えていただければ。

○事業者 一つ目の原単位というのは、発生車両のことでよろしいですか。

○後藤委員 そうですね。

○事業者 今回の事業者が持っている類似施設への実績をベースにした原単位を設定したということになります。同じような計画の下で、そういう使い方をしています。参照した類似施設というのが一般的な物流倉庫になります。テナントもそういった物流業者さんが入っていくような前提で今のところ考えています。

○後藤委員 なるほど。分かりました。

あと、テナントが入る、入らないとか、そこで何かエネルギーを非常に多く使うみたいなことというのはあるのでしょうか。

○事業者 エネルギーというのは設備的な点ですか。

○後藤委員 そうですね。例えば冷凍冷蔵物とかというのは何かあり得るのでしょうか。

○事業者 そうですね、テナントによっては、機械化ですね。いわゆるマテリアルハンドリング……。ソーターとか、そういった機械化をされる事業者さんであれば、電気は使います。フォークリフトで運んだりとか、通販であれば人が棚をピッキングして荷物を取って回ったりとか、使い方によっては確かに使用するエネルギーにかなりの差はございます。

○後藤委員 ここは要するにテナントの責任になるので、事業者としては特にここはスコープ外ということになるのでしょうか、エネルギー的には。いわゆる環境的には。

○事業者 答えがかなり難しいです。例えば我々も人が働かれる場合、空調を入れたりしますけれども、やはりその辺のエネルギー量に関して、物流企業も今エネルギー問題に対しての関心や注目度がかなり高いので、常識や良識を持って、やっていただけるといふうに、業界的には理解しております。

○後藤委員 なるほど、分かりました。引き続き運営も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。答えにくい質問、どうもありがとうございました。

○山下会長 ありがとうございました。

ほかに委員から御質問はございますでしょうか。特に、よろしいですか。

( なし )

○山下会長 それでは、ほかに御質問がないようですので、（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書についての本日の審議は終了といたします。事業者の方、大変ありがとうございました。

続きまして、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 はい。その他といたしまして、事務局から2点ございます。

1点目としまして、（仮称）東扇島物流施設建設計画につきまして、審議会答申に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。いただいた御意見を基に事務局にて答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。

個別審査意見につきましては、オンラインフォームを御用意しておりますので、11月27日水曜日までに御回答をいただきたいと存じます。回答URLにつきましては、本日中にメールで依頼文の送付と合わせてお送りいたします。

2点目としまして、今期、第24期をもって御退任の委員がいらっしゃいますので、御紹介いたします。可能であれば、最後になりますので、皆様、ビデオをオンにいただければと存じます。

○部長 今期第24期の審議会委員の任期につきましては、本年11月30日までとなっております。本日の審議会をもちまして第24期の審議会は最後となります。今期で退任される委員の方がいらっしゃいますので、ここで紹介いたします。

学識経験者委員からは、山下会長、濱野副会長、上野委員、醍醐委員、持田委員、吉田委員の6名の方が退任されます。市民委員は、奥田委員、後藤委員のお2人が退任されます。退任される委員の皆様から、恐れ入ります、一言ずつ御挨拶をいただければと存じますが、本日御欠席の醍醐委員からは御伝言を預かっておりますので御紹介いたします。

「退任となりますが御挨拶できずに申し訳ありません。会長をはじめ委員の皆様によりしくお伝えください」とのことです。ありがとうございます。

御挨拶いただく順番は、上野委員、持田委員、吉田委員、奥田委員、後藤委員、そして、濱野副会長、山下会長ということでお願いします。

それでは、まず上野委員、お願いいたします。

○上野委員 8年にわたって委員を務めさせていただきました。現地視察でいろいろなところに行かせていただいたこと、貴重な経験になりました。スケールの大きい事業などは、なかなか分からないことも多い中で、勉強しながら委員を務めさせていただきました。大変お世話になりました。

○部長 ありがとうございます。

続きまして、持田委員、お願いします。

○持田委員 はい、持田です。私は親戚が殿町におりまして、生まれてすぐぐらいから70年以上川崎市と関わってまいりました。特に昭和30年代、40年代は、公害問題でとっても大変な川崎市だったと思うのですが、その頃から思うと川崎駅前も現在とは全く違って、50年間の変化をすごく感じます。

私は12年間この委員を務めさせていただきまして、多少なりともお役に立ったのであれば幸いです。環境保全に関する諸問題は今後とも重要な課題と考えておりますので、この審議会や担当部局の責任は重いものがあると考えておりますので、ぜひ皆様の御健闘を祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○部長 ありがとうございます。

続きまして、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。短い間ですけどお世話になりました。

私も川崎市で幼少期を過ごして、今もとても身近な地域なんですけども、そこで気候変動適応は結構必ずしも必要性が認識されていない、重要だとももちろん私は感じているんですけども、認識されていないようにも思われるところ、専任の委員でそもそもお声がけいただいて、ここの委員会でもとても熱心というのか、もどかしく感じることも皆様おありだと思うんですけども、それながらも事業者とこちらの専門家とベストな開発に至るようなやり取りに参加させてもらって、とても勉強になりましたし、心強く思いました。今後御活躍をそれぞれされると思うので、心強く思っております。ありがとうございました。

○部長 ありがとうございます。

続きまして、奥田委員、お願いいたします。

○奥田委員 奥田でございます。

1年間、市民として今回、この審査会に参加させていただきました。私自身、本業としては環境法を研究するものなんですけれども、常に条文ばかり見ておりました、その条文が現場でどのように機能しているのかというのが今回よく分かりました。ここで勉強してはいけないんでしょうけども、非常に勉強になったということと、あと、やはり条文との乖離、実際の問題との乖離というのもまたよく見えたような気もいたします。

今後の自分の仕事に生かせればなと思っておりますし、私自身川崎で生まれ育ってもう半世紀以上たちます。このまちが抱える問題というものも見えた気もいたしますので、引き

続き何らかの形で提言ができればと思っております。どうもお世話になりました。ありがとうございます。

○部長 ありがとうございます。

続きまして、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 はい、市民委員として2年間参加させていただきました後藤でございます。

日頃はどちらかというCO<sub>2</sub>を排出する側のメーカー側におりまして、ちょっと今回逆の側ということでございます。非常に今回の環境評価のプロセス、大変勉強になりましたし、また川崎市が非常にしっかりやっけていただいているということで、市民としても安心いたしました。

また、先生方もこの審議会通じてすごくばしばしと御指摘、御指導いただいて、本当に市民としても頼もしく感じました。

今後、やはり環境といいますと、やっぱり市民目線で見るとまちづくりということだと、環境は一つワンオブゼムでございまして、まちづくりという意味でやはり大きい目で、川崎市としてはいろんな横串を刺しながら、いろんな部局とどんどん運営していただきたいなど。

先日の神宮外苑の例もそうなんですけど、やはり法的には多分オーケーなんだろうけども、市民目線で見ると、というところがあるかと思えます。やはり先生方、今回出ていただいた先生方も環境問題の今、先生方のお力が本当必要だなと思えますので、その面でもリードをいただきながらとお願いしたいなと思っております。どうもありがとうございました。

以上です。

○部長 ありがとうございます。

続きまして、濱野副会長、お願いいたします。

○濱野副会長 濱野でございます。前会長の柳先生のと時から2010年に就任させていただいて、7期14年ということで、少し例外的に長い時間、皆様と御一緒させていただきました。

もう審議会のたびに緑化の内容でいろいろと発言をさせていただいておりますけども、私ども本当にこの任期中、初めの頃と最近で大分変わってきたなという気がしています。

高層ビルができて、そしてその防風対策として緑化ということを言っている間に、防風植栽という言葉が出てきたり、そのことを強風の風環境の中で強いクラス2ぐらいになる

と、普通の木は育たないぐらいの風なんですね。それを樹木で防風というのはいかがなものかという気がしてならなかったところもあります。

実際、構造物で風を和らげて住民の生活環境を守るなんていうふうに最近なっけていますけども、事業者の方がどこまでそのビルの利用者、あるいは住宅であれば居住者、そのことを考えて環境の保全、あるいは改善をされるのかなというのが大変気にはなっけてきていました。

私はもう緑だけの分野ですから、例えば風対策の先生のお話を聞くと、ああ、こういうことが考えられるのかなと、菊本先生のお知り合いだと思いますけども、東工大の大風先生と違う自治体で御一緒してまして、ちょっとまだ防風植栽のことを考えなきゃねという話をしています。

緑ですから、川崎市の臨海部から黒川の内地のほう、土壌がみんな違うんですね。大きい開発が起こると臨海部で埋立地であるとか、どうしても整備基盤を注視しなきゃいけないということがあります。そのことで緑化指針を見直させていただく機会なんかも参加させていただきましたし、これからもますます関係事務局の方たちの御苦勞が続くのかなとは思いますが、皆様方の御健闘をお祈り申し上げて、退任の挨拶にさせていただきます。長い間、どうもありがとうございました。

○部長 ありがとうございました。

最後に、山下会長、お願いいたします。

○山下会長 はい、山下でございます。

まずは、本日第24期、予定されていましたが最終の審議会、つつがなく閉じることができました。厚く御礼申し上げます。私事でございますが、任期の満了をもちまして、一身上の都合により、恐れ入りますが退任させていただくことになりました。

この間、コロナ禍が収束し、湾岸地区の工場跡地の再開発など、案件も多くタイトな日程での審議会が続いてまいりました。審議会委員の皆様には、専門的な知見から、また川崎市の環境保全に対する強い御関心から、膨大な資料を毎回読み込み、詳細かつ的確な御意見をいただきました。御教示に心から厚く御礼申し上げます。

月2回のペースでの審議会を円滑に計画、実施することができましたのも、拙い会長職を預かります私を支えて、審議会事務局、川崎市職員の方々が有能かつ熱意ある御尽力いただきましたことにおうものが大変多い、ここに述べて深く感謝申し上げたいと思います。

皆様の今後ますますの御健勝と御活躍をお祈りし、そして来期の川崎市環境影響評価審

議会、その活動のますますの御発展を確信いたしまして、退任の御挨拶に代えさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○部長 ありがとうございました。

委員の皆さんにつきましては、審議会の運営に御尽力を賜り、また貴重な多くの意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日の案件への審査意見等につきましては、任期の最後までお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。また任期満了後も引き続き川崎市の環境行政に御協力いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

来期も継続して御就任いただける委員の皆様におかれましても、第24期の2年間、誠にありがとうございました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後に事務局のほうから事務連絡がございますので、よろしく願いします。

○事務局 次回の審議会ですが、12月3日火曜日午前10時からの開催を予定しております。第25期審議会の初回で委員委嘱等がございますため、川崎市役所会議室での開催とし、会場出席が難しい方は、オンラインでの出席をお願いできればと存じます。

初めに、第25期の審議会委員の委嘱及び会長副会長の選出を行い、その後、(仮称)小杉町一丁目計画について、条例準備書の事業者説明を行う予定としております。

また、12月18日水曜日午後3時から、オンラインにて審議会を開催する予定です。詳細は改めてお知らせいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下会長 ありがとうございました。

本日は長時間の御審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして審議会を終了いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

— 閉 会 —